

作業班の設置について（案）

「次世代放送技術に関する研究会」開催要綱の第4の(6)に基づき、研究会の作業班を設置する。

1 目的

「次世代放送技術に関する研究会」（以下「研究会」という。）における専門的な事項の調査・把握を行い、研究会の効率的・効果的な運営を図る。

2 運営

- (1) 作業班には、主査を置く。
- (2) 主査は、座長から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班の構成員は、主査が指名する者により構成する。
- (4) 主査は、作業班を召集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要に応じ、関係事業者等に出席を求めることができる。
- (6) その他、作業班の運営に必要な事項は主査が定める。

3 その他

作業班の庶務は、総務省情報通信政策局放送技術課が行う。